

全国厚生統計主管課長会議次第

平成22年3月11日（木）10時から
中央合同庁舎第5号館 低層棟2階講堂

10:00	開 会	
10:00～10:10（10分）	統計情報部長挨拶 （幹 部 紹 介）	
10:10～10:25（15分）	平成22年度統計情報部事業計画及び 予算等について	企 画 課 長
10:25～10:35（10分）	平成22年人口動態調査等について	人口動態・保健統計課長
10:35～10:45（10分）	平成22年度保健統計調査について	保 健 統 計 室 長
10:45～11:00（15分）	平成22年度社会福祉統計調査について	社 会 統 計 課 長
11:00～11:10（10分）	平成22年国民生活基礎調査について	国民生活基礎調査室長
11:10～11:20（10分）	平成22年社会保障を支える世代に 関する意識等調査について（案）	政 策 調 査 官
11:20～11:30（10分）	2010年社会保障・人口問題基本調査 （第14回出生動向基本調査）について	国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部長
11:30～11:40（10分）	質疑応答	
11:40	閉 会	

全国厚生統計主管課長会議資料

平成22年3月11日（木）

厚生労働省大臣官房統計情報部

目 次

	頁
1 平成22年度統計情報部事業計画（厚生関係）について -----	1
2 平成22年度統計情報部歳出予算案の概要 -----	2
3 平成22年度厚生労働省統計調査関係予算案（厚生関係）一覧表 -----	3
4 平成22年人口動態調査について -----	7
5 平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査の概要（案） -----	13
6 政府統計共同利用システムを利用した病院報告の申請状況 -----	14
7 平成22年度福祉行政報告例の概要 -----	15
8 平成22年社会福祉施設等調査の概要（案） -----	16
9 平成22年介護サービス施設・事業所調査の概要（案） -----	19
10 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における 民間委託の推進について -----	21
11 平成22年国民生活基礎調査の概要 -----	22
12 平成22年社会保障を支える世代に関する意識等調査の概要（案） -----	24
13 2010年社会保障・人口問題基本調査 （「第14回出生動向基本調査」）概要（案） -----	25

1 平成22年度統計情報部事業計画（厚生関係）について

	事業名		備考
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	
平成22年			
6月		社会医療診療行為別調査実施 (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支払基金・国保連合会
6月3日	国民生活基礎調査(世帯票・健康票・介護票)実施 (7月16日調査票提出)		
6月上旬		国民生活基礎調査等地区別事務打合せ会議 (北海道、宮城県、栃木県、東京都、石川県、大阪府、愛媛県、福岡市)	
7月		全国厚生統計主管係長会議	
7月上旬	データサービス (平成20年度地域保健・健康増進事業報告)		
7月15日		国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票)実施 (8月18日調査票提出)	
7月18日		第9回21世紀出生児縦断調査実施(平成13年7月出生児)	直接郵送方式
9月～12月		厚生統計地区別講習会 (秋田県、新潟県、横浜市、愛知県、神戸市、島根県、鹿児島県)	
9月			
9月下旬	定期提供(旧データサービス) (平成21年人口動態調査)		
10月		社会福祉施設等調査実施 介護サービス施設・事業所調査実施	公共サービス改革法による民間委託 公共サービス改革法による民間委託
11月3日		第6回中高年者縦断調査実施	直接郵送方式
11月3日		第9回21世紀成年者縦断調査実施	直接郵送方式
		厚生統計調査地区別事務打合せ会議 (山形県、長野県、神奈川県、豊田市、大阪市、香川県、佐賀県)	
		全国統計大会	
12月1日		第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)(仮称)実施	直接郵送方式
12月31日	医師・歯科医師・薬剤師調査実施 (2月下旬調査票提出)		
平成23年			
1月18日		第10回21世紀出生児縦断調査実施(平成13年1月出生児)	直接郵送方式
1月中旬			
1月下旬	定期提供(旧データサービス) (平成21年医療施設動態調査・病院報告)		
3月		全国厚生統計主管課長・係長会議	
3月中旬		定期提供(旧データサービス) (平成21年社会福祉施設等調査) 定期提供(旧データサービス) (平成21年介護サービス施設・事業所調査)	

(注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査(職業・産業調査を含む)、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、福祉行政報告例及び介護給付費実態調査がある。

2 平成22年度統計情報部歳出予算案の概要

I 予算概要

	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算 額	対前年度比
	千円	千円	千円
統 計 情 報 部	7,453,608	7,923,110	469,502(6.3%)
一 般 会 計	6,269,057	6,601,114	332,057(5.3%)
労働保険特別会計	1,184,551	1,321,996	137,445(11.6%)
(参考)			
統計調査関係経費	4,075,203	4,308,260	223,057(5.7%)
情報化関係経費	3,357,957	3,598,949	240,992(7.2%)

II 主な事業内容

○ 統計調査関係経費（厚生関係）

各種統計調査については、厚生労働省の行政施策の基礎資料となるものであり、平成22年度においても行政ニーズに対応した統計調査を実施する。

(1) 国民生活基礎調査大規模年の実施

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政の企画・立案に必要な基礎資料を得るために、従来から実施しているものであり、平成22年度は3年毎の大規模調査年に当たり、都道府県・指定都市別表章が可能な客体数で調査を実施する。

(2) 縦断調査の対象追加及び調査方法の変更

21世紀出生児縦断調査について、平成22年度に出生した子を新たに調査対象集団（コーホートB）に追加する。また、21世紀成年者縦断調査及び中高年縦断調査について、調査方法を国からの直接郵送調査に変更する。

3 平成22年度厚生労働省統計調査関係予算案(厚生関係)一覧表

(単位:千円)

調査名	主管課	平成21年度	平成22年度予算額		増△減 (B-A)
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	
【大臣官房統計情報部】					
人口動態調査	人口動態・保健統計課	1,534,906	1,508,313	1,365,556	△ 26,593
医療施設調査	人口動態・保健統計課 保健統計室	5,806	5,389	1,647	△ 417
衛生行政報告例	〃	64,997	53,126	21,987	△ 11,871
病院報告	〃				
地域保健・健康増進事業報告	〃				
医師・歯科医師・薬剤師調査	〃				
福祉行政報告例	社会統計課	9,433	9,390	2,824	△ 43
社会福祉施設等調査	〃	102,150	75,660	413	△ 26,490
社会医療診療行為別調査	〃	155,194	154,689	0	△ 505
介護サービス施設・事業所調査	〃	84,288	88,749	825	4,461
介護給付費実態調査	〃	15,008	15,008	0	0
21世紀出生児縦断調査	〃	41,324	88,896	0	47,572
21世紀成年者縦断調査	〃	103,313	39,964	0	△ 63,349
中高年者縦断調査	〃	145,857	63,398	0	△ 82,459
国民生活基礎調査	社会統計課 国民生活基礎調査室	511,261	927,803	844,379	416,542
(合計)		2,773,537	3,030,385	2,237,631	256,848

(単位:千円)

調査名	主管課	平成21年度 予算額(A)	平成22年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【医政局】					
薬剤耐性菌感染症発生動向調査	指導課	17,145	17,107	0	△ 38
看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	看護課	60,413	12,387	0	△ 48,026
医薬品・医療機器産業実態調査	経済課	4,648	4,648	0	0
薬事工業生産動態統計調査	〃	52,632	52,618	41,273	△ 14
医薬品価格調査	〃	40,320	39,974	19,986	△ 346
特定保険医療材料価格調査	〃	76,451	76,411	44,561	△ 40
臨床研修修了者アンケート	医事課	1,000	2,700	0	1,700
(合計)		252,609	205,845	105,820	△ 46,764
【健康局】					
国民健康・栄養調査	総務課 生活習慣病対策室	138,752	137,955	124,936	△ 797
(合計)		138,752	137,955	124,936	△ 797
【医薬食品局】					
食肉検査等情報還元調査	食品安全部 監視安全課	—	—	—	—
(合計)		—	—	—	—
【雇用均等・児童家庭局】					
地域児童福祉事業等調査	総務課	13,414	13,953	6,711	539
乳幼児身体発育調査	〃	0	14,711	10,754	14,711
(合計)		13,414	28,664	17,465	15,250

(単位:千円)

調査名	主管課	平成21年度 予算額(A)	平成22年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【社会・援護局】					
福祉事務所現況調査	総務課	6,284	6,305	0	21
社会保障生計調査 (被保護者生活実態調査)	保護課	129,610	129,465	106,477	△ 145
被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	〃	6,862	6,862	0	0
医療扶助実態調査	〃	5,731	5,738	0	7
生活実態に関する調査(仮称)	〃	—	52,545	39,103	52,545
住宅手当緊急特別措置事業に関する調査	〃	—	5,513	0	5,513
消費生活協同組合(連合会) 実態調査	地域福祉課	—	—	—	—
援護年金等受給者実態調査	援護課	—	3,936	0	3,936
障害福祉サービス経営実態調査	障害保健福祉部 障害福祉課	0	24,819	0	24,819
障害福祉サービス報酬改定影響検証事業	〃	53,843	77,415	0	23,572
障害者自立支援給付事業状況報告	〃	—	—	—	—
障害程度区分認定状況調査	障害保健福祉部 精神・障害保健課	87,251	67,691	0	△ 19,560
(合計)		289,581	380,289	145,580	90,708
【老健局】					
介護事業経営実態調査 (調査準備関係)	老人保健課	0	41,274	0	41,274
介護事業運営等実態調査(仮)	〃	0	179,633	0	179,633
(合計)		0	220,907	0	220,907

(単位:千円)

調査名	主管課	平成21年度	平成22年度予算額		増△減
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)
【保険局】					
医療経済実態調査 (医療機関等調査)	医療課	88,890	22,358	0	△ 66,532
歯科補綴関連技術等に関する歯科診療 報酬の適正な評価のための調査検討	〃	—	3,658	0	3,658
健康保険被保険者実態調査	調査課	1,679	1,604	0	△ 75
医療費の動向調査	〃	28,887	23,218	0	△ 5,669
(合計)		119,456	50,838	0	△ 68,618
【年金局】					
年金制度基礎調査	数理課	3,996	5,382	0	1,386
老齢福祉年金等受給権者実態調査	年金課	1,015	1,015	0	0
年金改革の検討に関する実態調査	〃	—	250,536	66,733	250,536
公的年金加入状況等調査	事業企画課 調査室	0	85,173	0	85,173
(合計)		5,011	342,106	66,733	337,095
【政策統括官付 政策評価官室】					
社会保障を支える世代に関する意識等調査		21,968	21,427	17,213	△ 541
(合計)		21,968	21,427	17,213	△ 541
【国立社会保障・人口問題研究所】					
社会保障・人口問題基本調査 (第14回出生動向基本調査)	人口動向研究部	33,998	69,376	50,387	35,378
(合計)		33,998	69,376	50,387	35,378

4 平成22年人口動態調査について

1 最近の公表資料

○「平成20年人口動態統計月報年計（概数）」：平成21年6月3日公表

○「平成20年人口動態統計（確定数）」：平成21年9月3日公表

出生数	109万1156人（108万9818人）
出生率（人口千対）	8.7（8.6）
合計特殊出生率	1.37（1.34）
死亡数	114万2407人（110万8334人）
死亡率（人口千対）	9.1（8.8）
婚姻件数	72万6106組（71万9822組）
婚姻率（人口千対）	5.8（5.7）
離婚件数	25万1136組（25万4832組）
離婚率（人口千対）	1.99（2.02）

※（ ）内の数値は、平成19年確定数である。

○「平成20年簡易生命表」：平成21年7月16日公表

平均寿命	男	79.29年
	女	86.05年

○「平成21年人口動態統計の年間推計」：平成22年1月1日公表

出生数	106万9000人
死亡数	114万4000人
婚姻件数	71万4000組
離婚件数	25万3000組

2 人口動態調査オンライン報告システム

「人口動態調査オンライン報告システム」は、人口動態調査事務のより一層の負担軽減、効率化及びペーパーレス化を図るため、人口動態調査事務システムにより市区町村で電子化された調査票データをオンラインの方法で収集するものであり、平成16年2月調査月分からは、市区町村からのオンライン報告の運用を開始している。

平成22年1月調査月分までの本報告システムの導入状況は、都道府県では47都道府県、保健所では416保健所である。また、市区町村から保健所へのFD等による報告は1,303市町村で、市区町村からオンラインによる報告は195市町村であり、調査票の約76.8%がオンラインによる報告となっている。

オンライン報告を導入することによる主なメリットは

・市区町村においては、

- (1) 人口動態調査事務システムからFD等に出力することにより、調査票への印字処理が不要。
- (2) 市区町村からのオンラインによる報告を利用することにより、市区町村でFD等の媒体をデータ投入しオンラインにより保健所に送付することで、送付作業がより簡略化。

・保健所においては、

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 保健所符号及び保健所受付年月日の自動付与。
- (3) システムに登録された出生及び死亡の小票データの作成・検索・出力が可能。
- (4) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (5) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

・都道府県においては、

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (3) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

3 人口動態調査オンライン報告システム利用開始における注意点

- (1) 新たにオンライン報告システムを導入する場合は、平成21年9月11日付「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について（通知）」により取り扱うこと。
- (2) オンライン報告開始月については、当該市区町村に係るFD等の出力媒体及び紙の調査票をオンライン報告分として取りまとめ、該当月の調査票と併せて送付すること。
なお、2か月目以降については不要。
- (3) 開始月にオンライン報告できないため、紙の調査票を作成し送付するもの。
※送付する際は、オンライン未導入市区町村分OCR調査票と同括りとする。
ア出生票、死亡票、死産票の場合
導入開始月前に事件発生し、開始月の14日までに市区町村で届書が受付されたもの。
イ婚姻票、離婚票の場合
導入開始月前に市区町村で届書が受付されたもの。

4 「平成22年度人口動態職業・産業調査」について

「平成22年度人口動態職業・産業調査」については、昨年11月の厚生統計調査地区別事務打合せ会議等において説明したとおり、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間において調査を実施する。

調査実施期間においては、各市区町村戸籍窓口において出生届書、死亡届書、死産届書、婚姻届書、離婚届書の職業欄（死亡については産業欄含む）に分類名、または分類番号を届出者に記載していただくこととなりますので調査へのご協力をお願いしたい。

（人口動態職業・産業調査に関する照会先）

厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課

計析第一係 内線：7470

計析第二係 内線：7472

5 人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

別添資料について御了知の上、貴管内に周知を図られるようお願いいたします。

6 平成22年度 調査結果及び刊行物の公表予定

(1) 人口動態統計

月報

人口動態統計速報

平成22年 2月分以降

公表予定

人口動態統計月報 (概数)

平成21年 11月分以降

公表予定

年報

平成21年人口動態統計月報年計 (概数)

概況

平成22年 6月上旬

公表予定

平成21年人口動態統計 (確定数)

概況

平成22年 9月

公表予定

年間推計

平成22年人口動態統計の年間推計

平成23年 1月1日 公表予定

(2) 生命表

平成21年簡易生命表

概況

平成22年 7月

公表予定

報告書

平成22年 9月

刊行予定

※ 調査結果については、厚生労働省ホームページおよび総務省ホームページ「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」に掲載している。

「厚生労働省ホームページ」→「統計調査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>

「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

別紙

人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

第1 市区町村、保健所、都道府県・指定都市における共通的事項

- 1 本「調査票等の適正な管理についての留意事項」において「調査票等」とは、人口動態調査によって集められた調査票（調査対象者等ごとに内容を判別することができる形で個人の情報が記録されたものをいう。）及びその他の関係書類（調査対象者等の識別を可能とするものをいう。）をいい、以下に例示するものをいうこと。
 - ・人口動態調査票（以下「調査票」という。）
 - ・電子化された調査票の情報（以下「調査票データ」という。）を記録したFD等（以下「FD等」という。）
 - ・死産届書、死産証書及び死胎検案書（写しを含む。以下「死産届書等」という。）
 - ・調査票の添付書類
 - ・出生小票、死亡小票（電子化された小票を含む。以下「小票」という。）
 - ・事件簿
 - ・死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表
 - ・その他調査事務において取扱う書類、電磁的記録で調査対象者等が識別可能なもの。
- 2 調査票等の管理については、それぞれの機関の長の責任において適正に管理すること。機関の長は、調査票等を適正に管理するため、人口動態調査事務を所管する課室の長又はこれに代わる者を管理責任者として指定すること。
- 3 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損の防止その他の調査票等の適切な管理のために、人口動態調査事務に従事する職員に対する指揮監督、安全対策の策定等必要な措置を講ずること。
- 4 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損が発生した場合は、速やかに厚生労働省人口動態・保健統計課あて連絡を行うこと。ただし、市区町村にあっては保健所及び都道府県、保健所にあっては都道府県（指定都市の保健所にあっては指定都市及び都道府県）、指定都市にあっては都道府県を経由して行うこと。

第2 市区町村における管理

- 1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

また、調査票等の送付においては、送付履歴が確認できるよう対策を講ずること。

2 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失、漏えい（以下「紛失等」という。）の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

人口動態調査オンライン報告システムによる保健所への送付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

3 人口動態調査事務システムの調査票データに関する特記事項

保健所への送付後、保有する必要がなくなった調査票データについては、速やかに消去すること。また、調査票データを記録したハードディスク（バックアップ等で作成した記録媒体を含む。）を廃棄、他の用途に転用又は返却等する場合は、紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

4 事件簿に関する特記事項

保存期間（その年（暦年）の終了から1年間）を経過した事件簿は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第3 保健所における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法第33条に基づく利用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。また、送付においては、送付履歴が確認できるよう対策を講ずること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

3 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失等の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、

その取扱いについては万全を期すこと。

市区町村から送付されたFD等の受付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

4 小票に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から3年間）を経過した小票については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。なお、人口動態調査オンライン報告システムの小票データについては、3年経過後の翌年12月に自動消去されるため、廃棄処分の必要はないこと。

5 調査票の使用に関する特記事項

統計法第33条に基づく使用の場合は、調査票原票、小票が所定の目的のみに利用され、調査対象者等の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用し又は使用させること。

6 死産届書等に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から5年間、写しにあつては3年間。）を経過した死産届書等については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

死産届書等を地域保健活動の基礎資料として使用する場合は、所定の目的にのみ使用し、個人の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用すること。

7 死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表に関する特記事項

保存の必要がなくなった場合は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第4 都道府県・指定都市における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。また、送付においては、送付履歴が確認できるよう対策を講ずること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

6 政府統計共同利用システムを利用した病院報告の申請状況

22.1.29現在

	希望医療 機関数	対象医療 機関数	(参考) 申請率 (%)
1 北海道	313	681	46.0
2 青森	63	147	42.9
3 岩手	74	124	59.7
4 宮城	80	173	46.2
5 秋田	11	91	12.1
6 山形	55	83	66.3
7 福島	-	166	-
8 茨城	175	215	81.4
9 栃木	73	127	57.5
10 群馬	-	150	-
11 埼玉	-	359	-
12 千葉県	165	308	53.6
13 東京都	-	669	-
14 神奈川県	148	365	40.5
15 新潟	54	143	37.8
16 富山	44	129	34.1
17 石川	-	123	-
18 福井	63	94	67.0
19 山梨	63	73	86.3
20 長野	84	168	50.0
21 岐阜	-	134	-
22 静岡県	89	197	45.2
23 愛知県	139	372	37.4
24 三重	44	133	33.1
25 滋賀	56	65	86.2
26 京都府	53	187	28.3
27 大阪府	110	552	19.9
28 兵庫県	51	405	12.6
29 奈良	-	78	-
30 和歌山	49	118	41.5
31 鳥取	48	63	76.2
32 島根	36	74	48.6
33 岡山	85	223	38.1
34 広島	46	335	13.7
35 山口	92	175	52.6
36 徳島	71	170	41.8
37 香川	-	154	-
38 愛媛	112	202	55.4
39 高知	72	148	48.6
40 福岡	235	647	36.3
41 佐賀	86	164	52.4
42 長崎	94	271	34.7
43 熊本	173	319	54.2
44 大分	66	219	30.1
45 宮崎	-	213	-
46 鹿児島	80	398	20.1
47 沖縄	38	118	32.2
試 行 実 施	3,021		
本 格 実 施 从	369		
利 用 県 合 計	3,390	10,522	32.2
不参加県（検討中含む）	8		

注1：利用機関管理者は、都道府県のみ。

注2：保健所設置市分を含む。

注3：色付されている県がH22年5月より参加予定の県。

注4：対象医療機関数は、「医療施設調査」(大臣官房統計情報部)による。(平成20年10月1日現在)

7 平成22年度福祉行政報告例の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類及び時期

月報(11表)及び年度報(57表)とする。

月報 (国への提出期限：翌月末)

年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・10月末・11月末)

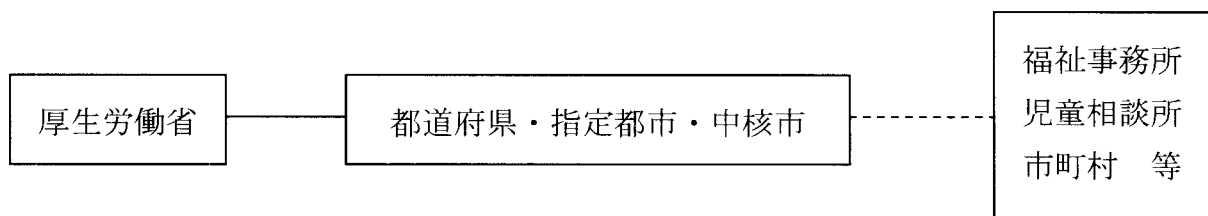
4 報告事項

生活保護関係、障害者自立支援関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付金関係

5 報告の方法及び系統

(1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行った。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、報告結果は「平成22年度福祉行政報告例結果の概況」及び「平成22年度福祉行政報告例(報告書)」として、集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する。

8 平成22年社会福祉施設等調査の概要（案）

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

施設票：別記に掲げる全国における社会福祉施設等を対象とし、その全数を客体とする。

事業所票：別記に掲げる全国における障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成22年10月1日

4 調査の事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況 等

事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数 等

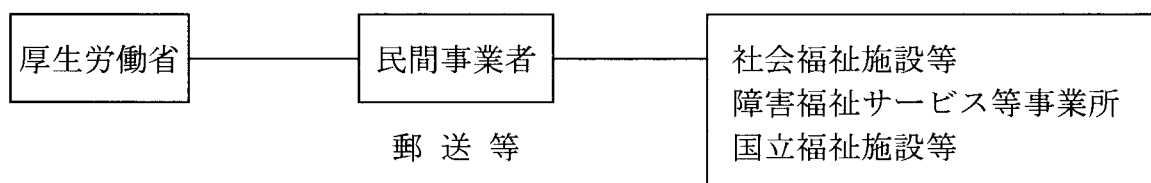
5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

ア 民間事業者から全施設・事業所へ配付し、各管理者が調査票に記入する。
(イを除く。)

イ 設置主体が国である施設・事業所については、厚生労働省から直接配付し、国立福祉施設管理者が調査票を記入する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「平成22年社会福祉施設等調査結果の概況」及び「平成22年社会福祉施設等調査報告」として、集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載する。

【 調査対象施設・事業所 】**【 施設 】****1 生活保護法による保護施設**

救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設

2 老人福祉法による老人福祉施設

養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター（特A型、A型、B型）、老人介護支援センター

3 障害者自立支援法による障害者支援施設等**（1）障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム****（2）旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設**

肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場

（3）旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場

（4）旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設

精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者授産施設（入所、通所）、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場

4 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設

5 売春防止法による婦人保護施設

婦人保護施設

6 児童福祉法による児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園

7 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設

母子福祉センター、母子休養ホーム

8 その他の社会福祉施設等

授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、有料老人ホーム

【 事業所 】

障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、相談支援事業所、共同生活介護事業所、共同生活援助事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所

9 平成22年介護サービス施設・事業所調査の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設及び各事業所

別記に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設利用者

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、無作為抽出により抽出した施設における平成22年9月末の在所者の1/2(介護療養型医療施設である診療所については全数)及び9月中の退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、無作為抽出により抽出した事業所における平成22年9月中の利用者の1/2を客体とする。

3 調査の時期

平成22年10月1日

4 調査事項

介護保険施設

施設名、所在地、定員、従事者数、居室等の状況 等

居宅サービス事業所等

事業所名、所在地、利用者数、従事者数 等

利用者

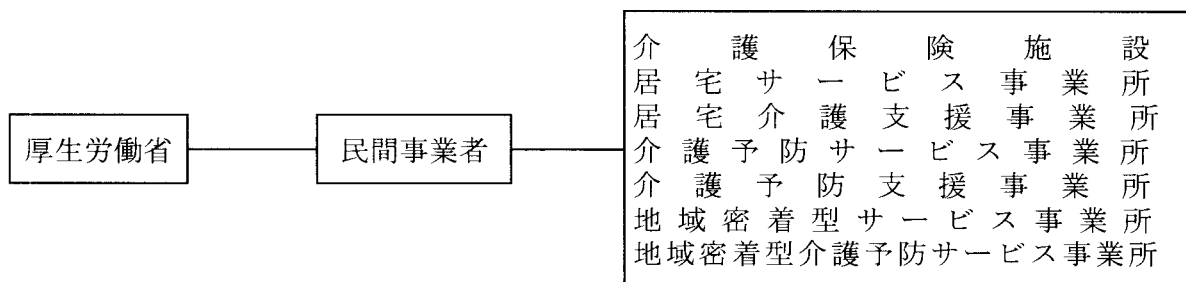
要介護度、日常生活自立度、心身の状況、医療処置等の状況、利用料 等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

民間事業者から介護保険施設、各事業所へ配布し、各管理者が調査票に記入する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成22年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」及び「平成22年介護サービス施設・事業所調査報告」として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載する。

(別記)

【 調査対象施設・事業所 】

【介護保険施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【居宅サービス事業所】

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

【居宅介護支援事業所】

居宅介護支援事業所

【介護予防サービス事業所】

介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

【介護予防支援事業所】

介護予防支援事業所

【地域密着型サービス事業所】

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

【地域密着型介護予防サービス事業所】

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

10 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所 調査における民間委託の推進について

1. 民間委託の進め方

平成21年度は、平成20年12月19日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」により、国直轄の郵送で実施している部分に加え、従来地方公共団体に委託していた部分についても国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として株式会社インテージリサーチに委託し、調査を実施いたしました。

平成22年度についても、引き続き株式会社インテージリサーチに委託し、調査を実施いたします。

2. 地方公共団体における留意事項

(1) 民間委託の推進に向けて

平成21年度以降の民間委託にあたっては、調査対象施設については、調査精度を保つためにも、民間事業者ではどうしても回収しきれない部分につきましては、督促業務についてご協力いただくことが必要になる場合があります。民間委託が順調に進むまでの過渡期については、調査の精度を保つためにもご協力をお願いいたします。

(2) 施設・事業所名簿の提供について

民間委託を進めた後でも、調査の対象施設・事業所を確定するためには、都道府県(市)で把握されている施設・事業所名簿の情報を提供していただくことが不可欠と考えております。

平成22年度以降の名簿の提供につきましても、前年調査において把握した施設・事業所名簿を厚生労働省から提供し、その名簿を更新していただきます。なお、名簿更新時期より後に新設された施設・事業所等につきましては、本年と同様に追加名簿として、厚生労働省への提出をお願いいたします。

(3) 関係団体への調査協力のお願い

平成21年度から、民間委託による国直轄の調査としたところですが、厚生労働省ホームページ等においても各関係団体に対して国からの調査協力を求めてまいりますので、引き続き、各自治体におかれましても、各関係団体への調査協力につきましては、従来と同様にお願いいたします。

11 平成22年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票、健康票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した5,510地区内のすべての世帯（約28万世帯）及び世帯員（約73万人）を調査客体とする。

介護票については、前記の5,510地区から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者（約6,000人）を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の5,510地区に設定された単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯（約5万世帯）及び世帯員（約13万人）を調査客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の時期

世帯票、健康票、介護票 平成22年6月 3日（木）

所得票、貯蓄票 平成22年7月15日（木）

（注：所得については、平成21年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 別居の親・子への仕送り、性、出生年月、世帯主との続柄、配偶者の有無、公的年金・恩給の受給状況、別居の子の有無、仕事の有無、就業時間、仕事の内容（職業分類）、勤めか自営かの別、就業希望の有無等

健康票 入院・入所の状況、自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病名、病気やけが等で支払った費用、日常生活への影響、普段の活動ができなかった日数、健康状態、悩みやストレスの状況、こころの状態、健診受診状況等

介護票	調査票の回答者、介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、居宅サービス等の利用状況、介護保険によるサービスを受けていない理由、介護保険料所得段階、介護費用の負担力等
所得票	所得の種類別金額、課税等の状況、生活意識の状況等
貯蓄票	貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高等

5 調査の方法

- (1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。
- (2) あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。
ただし、健康票、貯蓄票については密封方式とし、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封方式とする。

6 調査の系統

- (1) 世帯票、健康票、介護票
厚生労働省 — 都道府県 ——— 保健所 ——— 指導員 ——— 調査員 ——— 世帯

保健所設置市
特別区
- (2) 所得票、貯蓄票
厚生労働省 — 都道府県 ——— 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

市・特別区及び福祉
事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成22年国民生活基礎調査の概況」及び「平成22年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する。

12 平成22年社会保障を支える世代に関する意識等調査の概要（案）

1 調査の目的

少子高齢社会を迎え、社会保障に係る現役世代の将来の負担は上昇せざるを得ない状況にある。一方、現役世代の就業形態は多様化が進み、その変化に応じた社会保障の給付と負担のあり方についても議論が必要となっている。

そこで、本調査は、社会保障を支える世代の就業状況や子育て、親への支援の状況の実態を把握するとともに、理想の働き方や社会保障に係る負担のあり方などについての意識を調査し、今後の厚生労働行政の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

平成22年国民生活基礎調査の準備調査により設定された単位区から無作為に抽出した360単位区内のすべての世帯の20歳以上65歳未満の世帯員を客体とする。

3 調査の実施日

平成22年7月中旬

4 調査事項

性・出生年月、子どもに費やす時間、理想とする子育てと働き方の関係、親への支援の状況、理想とする就業時間・就業形態、今後更に充実させるべき社会保障の分野、社会保障の給付と負担のあるべき姿 等

5 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に、調査対象となった世帯員が自ら記入し、後日調査員が回収する。

6 調査の系統

厚生労働省 — 都道府県 ————— 福祉事務所 — 調査員 — 世帯員

┌ 市・特別区及び福祉
│ 事務所を設置する町村
└

7 集計及び結果の公表

政策統括官付政策評価官室により集計を行い、その結果は、「平成22年社会保障を支える世代に関する意識等調査報告書」として公表する。

13 2010年社会保障・人口問題基本調査

(第14回出生動向基本調査)

『結婚と出産に関する全国調査』概要(案)

国立社会保障・人口問題研究所

1 調査の目的

国立社会保障・人口問題研究所は、戦前の1940(昭和15)年に夫婦の出生力の実態を明らかにするため、初めて出産力調査を実施した。戦後は1952(昭和27)年に第2回調査を行って以降、5年毎に「出産力調査」という名称で定期的に実施し、1950年代の夫婦出生児数の急速な減少や1970年代半ばからの出生率低下について、その実態と要因を明らかにしてきた(第10回調査からは名称を出生動向基本調査と変更)。1982(昭和57)年に実施された第8回調査からは、少子化の進行にともなって結婚動向把握の重要性が増したことから、夫婦調査に加えて独身者の結婚観・家族観などを調べる独身者調査を実施してきている。これら長年にわたる継続調査の結果として、戦後のわが国における出生動向の実態とその要因ならびに背景が明らかにされてきており、その社会的、学術的意義は高く評価されている。とりわけ、現在進行している少子化過程については、当初の晩婚化や近年の夫婦の子どもの産み方の変化など、出生低下の要因変化をいち早く捉え、その背後にある生活状況や意識変化の姿とともに描き出しており、関連施策や見通しの策定に欠くことのできない資料となっている。

2010(平成22)年に実施する第14回調査においては、大きく変化しつつある結婚ならびに夫婦の子どもの産み方の動向を見極めるとともに、その関連要因と変化メカニズムを究明することが目的である。夫婦調査においては、結婚過程と夫婦出生力の変化進展の実態が把握される。独身者調査では独身者の置かれた生活状況とともに、今後の結婚・出生行動に関わる結婚意欲・家族意識などが把握される。この調査によって新たな世代の結婚・出生行動、意識を詳細かつ正確に把握することは、関連諸施策の立案・策定に必要であるとともに、今後の日本社会を大きく左右する人口減少と人口高齢化の行方を定量的に描き出す上で欠くことができない。

2 調査の対象および客体

この調査は、全国に居住する妻の年齢50歳未満の夫婦と18歳以上50歳未満の独身の男女を母集団とする標本調査である。

調査客体は、平成 22 年度に実施される国民生活基礎調査の調査地区から無作為系統抽出された 840 調査地区内に居住する妻の年齢 50 歳未満の夫婦(約 9,000 組、回答者は妻)と 18 歳以上 50 歳未満の独身の男女(約 15,000 人)である。

3 調査の期日

平成 22 年 6 月 25 日 (ただし、平成 22 年 6 月 1 日現在の事実による)

4 主な調査事項

「夫婦調査」

- 1) 夫婦(および両親)の人口学的・社会経済的属性
- 2) 夫婦の結婚過程に関する事項
- 3) 夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項
- 4) 妻の就業と出産・子育てに関する事項
- 5) 保育環境・保育資源に関する事項
- 6) 妻の結婚・子ども・家族に関する意識

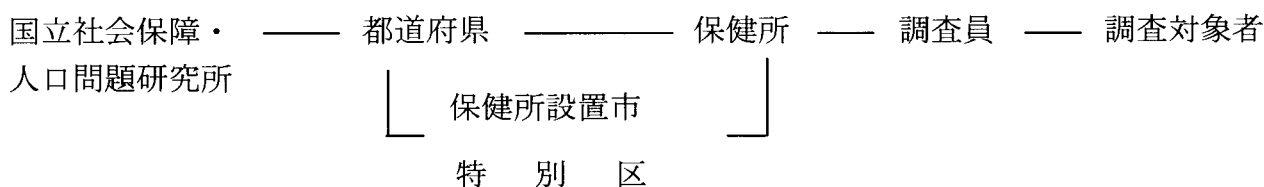
「独身者調査」

- 1) 独身者(および両親)の人口学的・社会経済的属性
- 2) 結婚への意欲・態度およびその背景に関する事項
- 3) 異性関係・パートナーシップに関する事項
- 4) ライフコースに対する考え方
- 5) 結婚・子ども・家族に関する意識・ライフスタイルに関する事項

5 調査の方法

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県(または政令指定都市・中核都市・保健所設置市・特別区)および保健所の協力を得て実施する。記入・回収は、配票自計・密封回収方式によって行う。

6 調査の系統



7 結果の集計および公表

国立社会保障・人口問題研究所がこれを行う。

平成21年度全国厚生統計主管課長会議

平成22年3月11日（木）

このアンケートは、各自治体の統計調査所管部署の皆様から（厚生統計）に係るご意見、ご要望をお伺いし、各自治体の皆様との相互コミュニケーションの向上を図るとともに、会議の場におけるわかりやすい情報提供の実現に役立てることを目的としたものです。
なにとぞ、ご協力よろしくお願いします。

Q1 本日の会議における各担当からの説明はわかりやすいものでしたか。

- 1 よくわかった
2 概ねわかった
- 3 一部わからないところがあった
4 よくわからなかった

※3または4を選択した方はその議題は何であったか、下記の議題コードから該当する番号を選び、その理由等についてご記入下さい（複数選択可）。

[1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.]

Q2 本日の会議で配付した資料についてはいかがでしたか。（分量、内容等）

- 1 適切 2 概ね適切 3 やや不適切 4 不適切

※3または4を選択した方はその議題は何であったか、下記の議題コードから該当する番号を選び、その理由等についてご記入下さい（複数選択可）。

[1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.]

【Q1, 2共通：議題コード】

1. 平成22年度統計情報部事業計画及び予算等について
2. 平成22年人口動態調査等について
3. 平成22年度保健統計調査について
4. 平成22年度社会福祉統計調査について
5. 平成22年国民生活基礎調査について
6. 平成22年社会保障を支える世代に関する意識等調査について（案）
7. 2010年社会保障・人口問題基本調査（第14回出生動向基本調査）について

Q 3 会議の時間設定は適切でしたか。

1 適切 2 概ね適切 3 やや不適切 4 不適切

ご意見、ご要望等ありましたら、ご記入下さい。

()

Q 4 本日の会議全般（説明、資料、時間設定、その他）について、ご意見、ご要望等
ありましたら、ご記入下さい。

()

Q 5（厚生統計）全般にわたって、ご意見、ご要望等ありましたら、ご記入下さい。

()

差し支えなければご記入下さい。

都道府県・指定都市・中核市名 _____

所属部署 _____

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいたアンケートは、お帰りの際、入り口受付のアンケート回収箱にお入れ下さい。
また、お持ち帰りの上、ご記入いただき、3月16日（火）までに下記あてFAXまたはメール
等でお送りいただいても結構です。

送付先 統計情報部企画課統計企画調整室
調整係 岸・島崎

FAX 03-3595-1607

メールアドレス toukeityousei@mhlw.go.jp